

## 賃金・謝金等支払規定

### 1. 無期雇用契約職員

就業規則第61条、職員給与規程、出張規程による。

### 2. 有期雇用契約職員

有期雇用契約職員の日給及び時給は以下のとおりとし、これ以外は職員給与規程、出張手当支給による。

#### (1) 一般職員

学生（大学生・専門学校生等）	日給	8,200円以上
大学院生	日給	8,500円以上
社会人（未経験者）	日給	8,200円以上
社会人（経験者）	日給	10,000円以上

#### (2) 資格保有職員（キャリアカウンセラー、臨床心理士等）

①カウンセリング・実務	日給	10,000円以上
	時給	1,250円以上
②ワークショップ・講師	1回	5,000円以上

#### (3) その他職員 (2) に準ずる

※日給とは、1日において8時間の労働をした場合をいう。

### 3. 謝金

#### (1) 講演（1時間30分～2時間程度）

	A	B	C
大学教員・研究者等	100,000円	50,000円	30,000円
専門的知識を有する者	70,000円	40,000円	20,000円
実務担当者	50,000円	30,000円	10,000円

#### (2) 上記(1)以外（コーディネーター、パネリスト、委員会委員、アドバイザー等）

	A	B	C
大学教員・研究者等	50,000円	40,000円	30,000円
専門的知識を有する者	40,000円	30,000円	20,000円
実務担当者	30,000円	20,000円	10,000円

※表中の数値は全て下限を表示

※表中A、B、Cは、実績（当該研究等の実績のほか、他の同様の依頼の場合の金額）、集客力、知名度、著書（出版数、当日販売の有無等）、貢献度等を事業担当プロジェクト

エクトマネージャーが総合的に評価し、担当オーナーの承認を得た後提示する。  
※表中A、B、Cは、個人に固定するものではなく、事業ごとに決定していくものとする。

- (3) 技術指導者 5,000円以上50,000円以下  
技術の内容、経費の有無、実務時間等事業担当プロジェクトマネージャーが総合的に評価し、担当オーナーの承認を得た後提示する。
- (4) 講座講師等 5,000円以上 (内部対象者)  
10,000円以上 (外部対象者)
- (5) 情報提供者 法人と情報提供に関する契約を締結した者が、法人に利益をもたらす情報を提供した場合、当該案件の経常利益の10%を支払う。但し、情報提供回数及び利益額の積算により率を変更することができる。

#### 4. その他

- (1) 外部委託事業の場合で、上記規定で処理できないときは事業担当課所長及び担当部長並びに事務局長で検討する。
- (2) 依頼先に規定がある場合は、原則として依頼先にあわせるものとする。
- (3) 源泉徴収にあたり、徴収分を上乗せできるものとする。

#### 5. 交通費・宿泊費

第3項の謝金が支払われる者には、交通費実費を支払うことができる。交通費実費には、特急、急行、寝台料金の一般指定料金及び航空料金の一般席料も含む。また、遠方で、日帰りが困難な場合には、1泊15,000円を上限として宿泊費実費を支払うことができる。

#### 6. 本規定は、経営ボード会議の議決により改変できる。

#### 付則

本規定は、平成18年3月1日から実施する。

平成19年 1月 5日改定  
平成20年 4月 1日改定  
平成21年 5月 1日改定  
平成24年10月 1日改定  
平成26年 7月11日改定  
平成30年 4月 1日改定  
平成31年 4月 1日改定